

一人暮らし高齢者の方等へ 火災警報器購入費を支援

今年5月31日までの設置が義務づけられている住宅用火災警報器について、一人暮らし高齢者等が購入および設置する場合、その費用の一部を支援しています。

- ▼対象者(次のすべてに当てはまる世帯)
- ① 市内に住所がある方
 - ② 一人暮らしをしている70歳以上の方または70歳以上の構成される世帯
 - ③ 《市民税非課税世帯》または《市民税均等割のみ課税世帯》

▼支援対象経費

- ① 住宅用火災警報器の購入経費
 - ② 購入した住宅用火災警報器を自分が住む住宅に設置するための必要経費
- ※ただし、住宅用火災警報器を、市内事業者で購入・設置したものに限りません。
- ※支援を受けられるのは、対象者が住む住宅1戸につき1回限りです。

▼支援金の額

《市民税非課税世帯》
基準額の2/3以内
《市民税均等割のみ課税世帯》
基準額の1/2以内

○基準額
対象者が住む住宅1戸につき
5,000円
ただし、要した費用が5,000円に満たない場合は、当該費用の額

▼申請方法

購入・設置後、領収書の写しを添えて最寄りの保健センターまたは市役所長寿介護課へ申請してください。

▼申請時に必要なもの

- ① 免税軽油使用者証
- ② 印鑑 (共同申請者は全員の印鑑)
- ③ 昨年中に購入した免税軽油の納品書等と、消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」
- ④ 今年耕作される田畑の面積を確認する書類 (昨年の水稲共済細目書等)
- ⑤ 次の場合は手数料として440円が必要

農業用軽油引取税免税証の 受付・交付手続き

滋賀県西部県税事務所高島納税課では、農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付および交付を行います。

★免税軽油制度は、平成24年3月31日で終了します。

当課窓口での申請は、免税証の交付が遅れることがありますので、できる限りこの機会に申請手続きをしてみてください。

対象地区	場所	受付日時	交付日時
高島	高島支所 (2階会議室)	3月1日 (火) 9時30分~14時	3月14日 (月) 9時30分~11時30分
安曇川	安曇川公民館 (2階カルチャールーム)	3月2日 (水) 9時30分~15時	3月14日 (月) 13時30分~16時
朽木	朽木支所 (1階相談室)	3月3日 (木) 11時~14時	3月15日 (火) 9時30分~11時30分
新旭	新旭公民館 (3階研修室)	3月7日 (月) 9時30分~14時	3月16日 (水) 9時30分~11時30分
マキノ	マキノ支所 (2階会議室)	3月8日 (火) 9時30分~14時	3月15日 (火) 13時30分~15時30分
今津	高島合同庁舎 (旧 高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月9日 (水) 9時30分~14時	3月16日 (水) 13時30分~15時30分

▼申請時に必要なもの

- ① 以前に免税軽油使用者証の交付を受けている方で有効期限が平成24年2月28日以前の方
- ② 免税軽油使用者証の更新手続きが必要な方
- ③ 経営委員による経営者の変更、使用する機械の変更・追加など
- ④ 馬力数を調べておいてください。

▼交付時に必要なもの

- ・ 印鑑

問 滋賀県西部県税事務所 高島納税課
☎ (22) 6017

今津税務署からのお知らせ

譲渡所得の確定申告

土地・建物や株式等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税の対象となります。

また、平成20・21年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成22年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成22年分の確定申告書の提出が必要です。

平成22年分の確定申告と納税の期限

区分	申告期限と納期限	振替の届出をした方の納付日
申告所得税 贈与税	3月15日(火)	4月22日(金)
消費税および 地方消費税 (個人事業者)	3月31日(木)	4月27日(水)

申告は自分で書いてお早めに!

納税者の皆さんが確定申告書などをご自分で作成し、職員はそのアドバイスを行う「自書申告」を推進しています。特に、税務署へ確定申告にお越しになった方には、パソコンによる確定申告書の作成をお願いしています。入力項目が増加することもあり、申告書作成に時間がかかることが予想されますのでご了承ください。

確定申告中は混み合います。ご自分で申告書を作成し、郵送等による早めの提出にご協力ください。

※確定申告書の提出や納税が期限を過ぎたり、税額を少なく申告していた場合には、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

インターネットをご利用の方へ

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「http://www.nta.go.jp」の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。当コーナーで作成した確定申告書等は、お手持ちのプリンタで印刷(モノクロ印刷でも可)して提出できます。

また、確定申告書等をインターネットで提出できる、e-Tax(新規の方は事前の届出が必要です)をぜひご利用ください。

「やねだん」の取り組みに学ぶ どこにも負けない地域づくり!

市内の水源の里集落では、今、様々な地域おこしの取り組みが始まっています。

高島市水源の里連絡協議会では、そういった市内外の地域おこしの取り組みを皆さんにも知っていただくため、「みんなで語ろう水源の里フォーラム」を開催します。

市内水源の里集落の取り組み発表のほか、鹿児島県鹿屋市の柳谷集落(やねだん)の豊重哲郎さんをお招きし、やねだんにおける地域おこしの取り組みをお話いただきます。

豊重さんの熱いお話をお聞きいただき、自分の地域の取り組みに置きかえて、どこにも負けない地域づくりを考えてみませんか。皆さんのご参加をお待ちしています。

みんなで語ろう ★水源の里フォーラム

★市では、住民の概ね45%以上が65歳以上の集落で、集落機能の維持や集落の活性化等を目指す集落を「水源の里」と呼んでいます。

○『やねだん』とは・・・

鹿児島県大隈半島にある鹿屋市申良町の柳谷集落の愛称。14年ほど前までは、どこにでもあるような過疎高齢化の集落でした。その集落の町内会長(自治公民館長)にまだ若い55歳の豊重哲郎さんが抜擢され、集落のかじ取りが託されました。豊重さんは、地域再生を「行政の補助金も要らない」「住民の会費も経費も活動費も1円たりとも徴収しない」と決断し、住民の心を一つに、土着菌を使った土作りやオリジナル焼酎作りなどの独自の商品開発で自主財源を増やし、福祉や教育を自ら充実させ、その結果、集落の全世帯にボーナスが配られるほどになりました。

問 市民活動支援課
☎ (25) 80200
☎ (25) 81500
FAX (25) 81500
✉ shiminkatudo@city.takashima.shiga.jp

▼参加費 無料
▼申込締切 2月25日(金)
▼申込方法 電話・ファックス・メール
やねだん 豊重哲郎さん(講師)

▼日時 3月2日(水) 13時30分~16時
▼場所 安曇川公民館
▼対象者 地域づくりに関心のある方
▼内容 《取組事例発表》
市内水源の里集落 《講演》
「やる気を起こせば必ず奇跡が起ころう」